

平成29年度(第19回)

中部アンダーハンディキャップゴルフ競技 北陸地区予選

日 程：平成29年8月30日(水)

場 所：呉羽カントリークラブ(日本海コース)

中部ゴルフ連盟

ロ ー カ ル ル ー ル

1. アウトオブバウンズ(規則27-1)

(a) アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。

(b) 現にプレーするホールにおいて、球がアウトオブバウンズの境界を越えて他のホールのインバウンズに止まっていますが、その球はアウトオブバウンズとする。

2. ウォーターハザード(ラテラル・ウォーターハザードを含む)(規則26)

ウォーターハザードは黄杭または黄線、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。

3. 修理地(規則25-1)

修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。ただし、次のものを含む。

(a) 張り芝の継ぎ目；付属規則I(A)3eを適用する。(ゴルフ規則164ページ参照)

スルーザグリーンの張り芝の継ぎ目(その芝自体を除く)は修理地とみなされる。しかしながら、継ぎ目がプレーヤーのスタンスの障害となっても、それ自体は規則25-1に基づく障害とはみなされない。球がその継ぎ目の中にあるか、触れている場合、またはその継ぎ目が意図するスイング区域の障害となる場合、規則25-1に基づいて救済を受けることができる。張り芝の区域内のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目とみなされる。このローカルルールの違反の罰は、2打。

(b) パッティンググリーンの前後のペイントマークを含み、スルーザグリーンの芝草を短く刈った区域にあるヤーデージマーキングペイントが球のライ、意図するスイング区域の障害となる場合、規則25-1bの救済を受けることができる。(スタンスは除く)

4. 動かせない障害物(規則24-2)

(a) 排水溝

(b) 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)

(c) 動かせない障害物と定義づけされている区域に近接し白線が引かれた区域は、修理地ではなく、その障害物の一部とみなす。

5. パッティンググリーン上の芝張り替え跡

パッティンググリーン上の芝張り替え跡は古いホールの埋め跡と同じステータスを持ち、規則16-1cに基づき修理することができる。

6. 地面に食い込んでいる球の救済

スルーザグリーンで、地面に球が食い込んでいるときは、その球は罰なしに拾い

上げてふき、ホールに近づかず、しかも球の止まっていた箇所にできるだけ近い所にドロップすることができる。ドロップの際、球はスルーザグリーンのコース上に直接落ちなければならない。

注：「くい込んだ」とは、球が自らのピッチマークの中に入り、球の一部が地面の下にある場合をいう。「くい込んだ」とみなされるために球は必ずしも土壌に触れている必要はない(例えば、草やルースインペディメントなどが球と土壌の間に介在することがある)

例外：1. 球が芝草が短く刈っていない区域の砂地にくい込んでいる場合、プレーヤーはこのローカルルールに基づく救済を受けることはできない。

2. このローカルルールに記載の状態以外の状態による障害のためにストロークを行うことが明らかに無理な場合、プレーヤーはこのローカルルールによる救済を受けることはできない。

このローカルルールの違反の罰は、2打。

7. パッティンググリーン上で球が偶然に動かされた場合

規則18-2と20-1は以下の通りに修正される。

プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカがプレーヤーやパートナー、またはそのいずれかのキャディーや携帯品によって偶然に動かされても罰はない。その球やボールマーカは規則18-2や規則20-1に規定されている通りにリプレースされなければならない。

このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。

注：パッティンググリーン上のプレーヤーの球が風、水あるいは重力などの他の自然現象の結果として動かされたものと判断された場合、その球はその新しい位置からあるがままの状態プレーされなければならない。そのような状況で動かされたボールマーカはリプレースされることになる。

競 技 の 条 件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 参加資格

プレーヤーは競技規定に定められた資格要件を満たさなければならない。

3. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

4. 使用クラブの規格

『適合ドライバヘッドリストの条件・付属規則I(B)1a』を適用する。(ゴルフ規則176ページ参照)

5. 使用球の規格

『公認球リストの条件・付属規則I(B)1b』を適用する。(ゴルフ規則177ページ参照)

6. プレーの中断と再開

(a) 通常のプレーの中断(落雷などの危険の伴わない気象状況)については、規則6-8b、c、dに従って処置すること。

(b) 陰悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間にいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレー途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならない。そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは**競技失格**となる。

(c) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレーの中断：短いサイレンを繰り返して通報する。

または、サイレンを使用せず本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。

陰悪な気象状況による即時中断：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

7. 練習

ホールとホール間の練習禁止(規則 7 注 2)『**付属規則 I (B) 5 b**』(**ゴルフ規則 181 ページ参照**)

ホールとホール間では、プレーヤーは最後にプレーをしたホールのパッティンググリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならないし、球を転がすことによって最後にプレーしたホールのパッティンググリーン面をテストしてはならない。**この条件の違反の罰や処置は『付属規則 I (B) 5 b』を適用する。(ゴルフ規則 181 ページ参照)**

8. キャディー(規則 6-4 注)

正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。**この条件の違反の罰や処置は『付属規則 I (B) 2』を適用する。(ゴルフ規則 179 ページ参照)**

9. スコアカードの提出 (裁定 6-6 c / 1)

スコアリングエリア方式を採用する。

10. タイの決定

タイの決定は該当する競技規定に定める。

11. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。**この条件の違反の罰は競技失格とする。**

12. 競技終了時点

本競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

13. 競技の成立

本競技の参加者全員が正規ラウンドを終了できなかった場合、委員会は競技成立について別途定めるものとする。

注 意 事 項

1. ローカルルールや競技の条件に追加、変更のあるときは、スターティングホールのティーインググラウンド付近に告示する。

